

## 盛土等の不適正事案の情報提供等に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪府農業協同組合中央会（以下「乙」という。）とは、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」の運用開始に伴い、盛土等（一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の仮置き）の不適正事案（以下「盛土等の不適正事案」という。）の情報提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携し協力することにより、盛土等の不適正事案の発生の未然防止及び早期発見、早期対応を図り、もって、災害の防止に資することを目的とする。

（協定内容）

第2条 乙の職員及び乙の会員に所属する職員が、府内において業務遂行中に盛土等の不適正事案が疑われる行為を発見等した場合、業務に支障のない範囲で、甲に情報提供を行うものとする。

2 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、可能な範囲において盛土等の不適正事案の抑止のために啓発を行い、必要に応じて情報交換を実施し相互連携の強化に努める。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による情報提供を行った場合及び情報提供を行うことが出来なかった場合のいずれにおいても、生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める情報提供の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から書面による変更や終了の意思表示がない限り、満了の日の翌日から1年間、同内容で自動更新することとし、以降同様とする。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年5月1日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 （自署）

乙：大阪府大阪府中央区高麗橋3丁目3番7号

大阪府農業協同組合中央会

代表理事会長 （自署）